

新たな交通施策への取組みについて

◆経緯

- ・「松田町地域公共交通総合連携計画（平成 22 年度策定）」に基づき実施したデマンドバス実証運行とその利用実績等を踏まえ、バス交通事業者への乗合運行補助や定期券の購入補助などの交通施策に継続的に取組み、公共交通サービスの維持・向上を図ってきた。
- ・コロナ禍の影響に伴い、公共交通事業者の経営状況はさらに厳しさを増し、減便や路線退出が生じている。
- ・国においても、持続可能な地域公共交通を実現するため、令和 2 年 11 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」を施行し、自家用有償旅客運送制度の見直しや MaaS (※) の円滑な普及促進に向けた措置などが盛り込まれた。



地域公共交通を取り巻く状況が変化していることを踏まえ、時代に沿った持続可能な移動手段の確保、また、それらに付随する地域課題の解決に資する為、「新たな交通施策」に取組むこととした。

(※) MaaS とは、Mobility as a Service の略称であり、電車やバス、タクシー、カーシェアリングなど様々な公共交通機関の経路検索から予約・決済までをシームレスに行うことができるシステム。また、このシステムは、電子チケットの購入や観光情報の取得など様々なサービスが統合され一括で利用できる。

◆目指す将来像

新たな輸送手段や最新技術等の導入（新モビリティサービス）を視野に入れ、地域の公共交通を自らデザインするとともに、地域の輸送資源を総動員することで、持続可能な交通体系の実現を目指す。

◆足柄広域新モビリティサービス推進協議会の設置

新たな輸送手段をはじめ、MaaS や自動運転、電気自動車などの最新技術を取り入れた新モビリティサービスへの取組みを推進し、専門的な検討を総合的に行うため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 36 条の 4 第 1 項の規定に基づく「新モビリティサービス推進協議会」を設置する。

◆新モビリティサービス事業計画の策定

- ・混雑を回避した移動やパーソナルな移動など、with/after コロナにおける新たなニーズにも対応した MaaS (※) を推進するために国土交通省が公募した「新モビリティサービス推進事業」に応募した結果、「新モビリティサービス事業計画策定支援事業」の内示

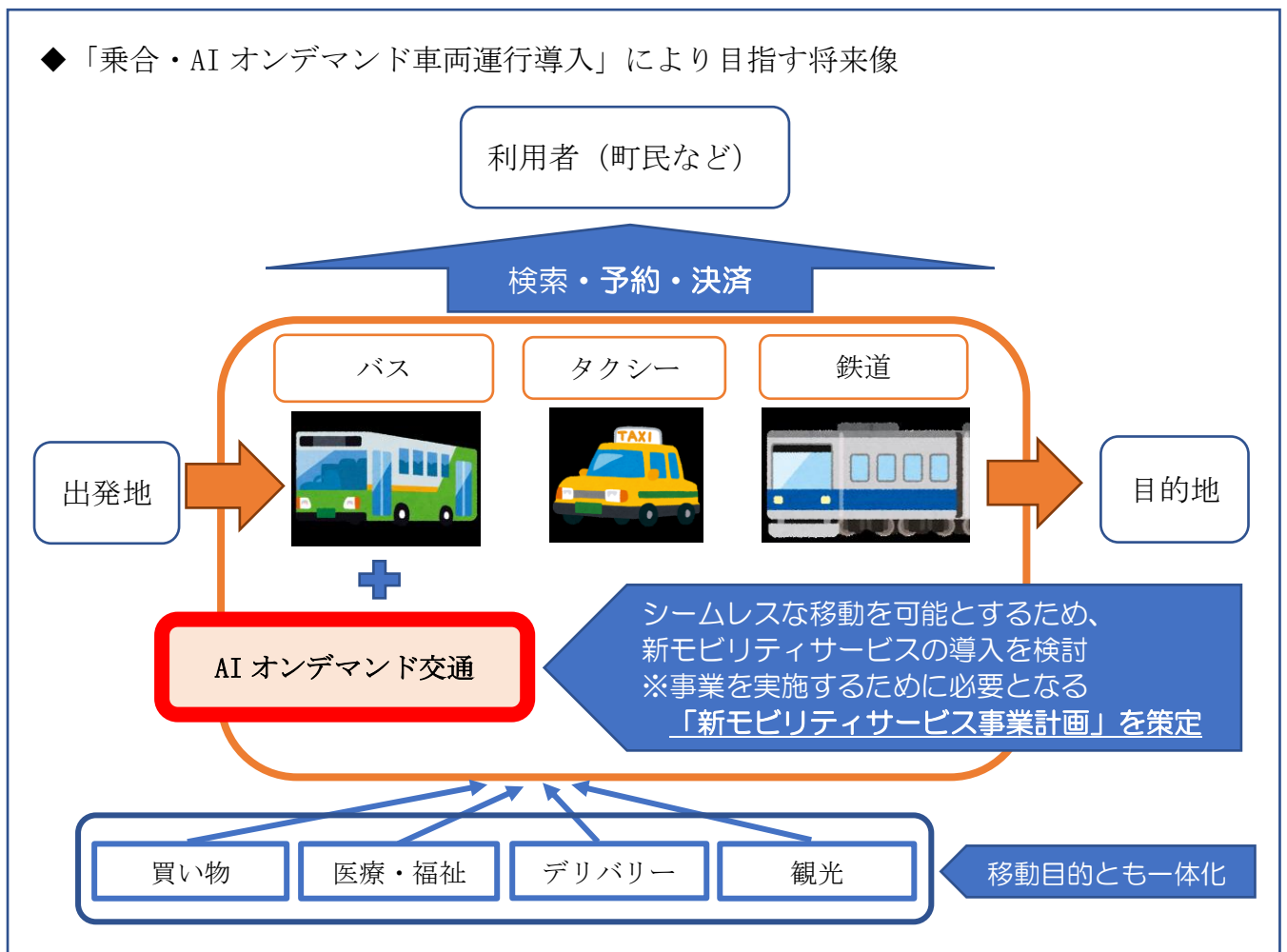
をいただいた。

- 令和3年度については、国からの財政支援・技術的なノウハウをいただきながら、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第36条の2第1項の規定に基づく「新モビリティサービス事業計画」を策定する。

◆今後のスケジュール

- 令和3年度 新モビリティサービス事業計画の策定
- 令和4年度 法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の策定（予定）
新モビリティサービスの検討
- 令和5年度以降 新モビリティサービスの実証実験など

（参考）



地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

（新モビリティサービス事業計画の認定）

第三十六条の二 新モビリティサービス事業を実施しようとする者（以下「新モビリティサービス事業者」という。）は、単独で又は共同して、その実施しようとする新モビリティサービス事業についての計画（以下「新モビリティサービス事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新モビリティサービス事業計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 新モビリティサービス事業計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 新モビリティサービス事業を実施する区域
 - 二 新モビリティサービス事業の目標
 - 三 新モビリティサービス事業の内容
 - 四 新モビリティサービス事業の実施時期
 - 五 新モビリティサービス事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 六 前各号に掲げるもののほか、新モビリティサービス事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その新モビリティサービス事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 新モビリティサービス事業計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 新モビリティサービス事業計画に定める事項が新モビリティサービス事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定を受けた新モビリティサービス事業者（以下「認定新モビリティサービス事業者」という。）は、当該認定に係る新モビリティサービス事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。
- 6 国土交通大臣は、第三項の認定に係る新モビリティサービス事業計画（第四項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定新モビリティサービス事業者が当該新モビリティサービス事業計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 7 第三項の認定及び第四項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(新モビリティサービス協議会)

第三十六条の四 地方公共団体は、新モビリティサービス事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「新モビリティサービス協議会」という。）を組織することができる。

2 新モビリティサービス協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体

二 認定新モビリティサービス事業者その他新モビリティサービス事業計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者及び港湾管理者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により新モビリティサービス協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 新モビリティサービス協議会において協議が調った事項については、新モビリティサービス協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 認定新モビリティサービス事業者は、新モビリティサービス協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、新モビリティサービス協議会を組織するよう要請することができる。

7 国土交通大臣及び都道府県（第一項の規定により新モビリティサービス協議会を組織する都道府県を除く。）は、新モビリティサービス事業計画の作成が円滑に行われるように、新モビリティサービス協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

8 前各項に定めるもののほか、新モビリティサービス協議会の運営に関し必要な事項は、新モビリティサービス協議会が定める。